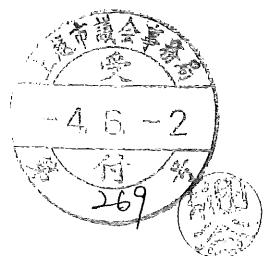


令和 4 年 6 月 2 日

懲戒処分規定等の制定を求める陳情書

上越市議会

議 長 石田 裕一 様



## 懲戒処分規定等の制定を求める陳情書

### 一 陳情の要旨

人は時に間違いを起こしますが、社会の一員としてその後の対応は適切なものでなければなりません。それが市民の手本となる立場、市民生活を左右する立法権を持つ議会に属する議員であれば尚更のことと考えます。

この度の鈴木めぐみ議員に関して報道されている野外焼却行為・公職選挙法違反の疑いという一連の問題について、報道内容が事実であれば起こした事象はもとより、その後の対応は適切なものだと言えるでしょうか。私は自己都合による法律の乱用、市民の権利と平和を奪う行為だと思います。

上越市議会においては議員個人の起こした事象に対し、地方自治法 第134条等に則り判断されていると思いますが、言い換れば一議員が議会・委員会外で起こした問題行動は司法判断で違法と決定されない限りは議会として対応できず、市民生活や正常な議会・行政の運営に支障が生じる恐れがあると考えますし、事実障害が発生していると思います。

そこで、今回の鈴木めぐみ議員のように「あからさまに、禁止された行為をしている・していたという事実や疑いがある」・「行政等機関から注意・指導を受けたにも関わらず反省の態度がみられない」・「上越市議会内で問題だと判断」した場合等において、諮問委員会の設置や懲戒処分等を行うための制度を検討する必要があると考えます。

議員が起こした問題を本人が対処しない場合に、市議会へ自浄作用を求めることができないということは組織としての在り方を問われますし、上越市自治基本条例や議会基本条例の根底を揺るがすことにもつながりかねません。加えてリコール請求の際の市民負担も大きく、現実的なものとは言えません。

上越市の憲法ともいえる上越市自治基本条例第8条に「市議会は、市民の代表として、全市的な視点及び市を健全な状態で次世代に引き継ぐための視点に立って、次に掲げる機能を果たさなければならない」とあります。

全ての議員が高い倫理観を持ち、清廉潔白で誠実な対応をしている・していくと言い切れるのであれば、懲戒処分等の規定を定めることに異論を唱える理由もないと思います。

以上のことから、下記事項につき陳情いたします。

### 二 陳情事項

1. 懲戒処分規定の制定（追加）を求めます。
2. 諮問委員会設置規定の制定（追加）を求めます。
3. 政治倫理条例の制定を求めます。

なお、陳情事項各項目は併願ではありません。重要度をご判断いただき対応願います。

令和4年6月2日

上越市議会

議長 石田 裕一様